

## 監査役職務確認書の改訂についてー監査技術ゼミ解説会用レジュメ 2020.9.30

監査役職務確認書委員会  
委員長 堀田和郎

### はじめに

1. 「標準的監査役職務とは何か」を意識しつつ、2020年度版の改訂事項を紹介する。  
時間的制約もあるため、改訂した全項目ではなく重要と思われる事項に絞って説明する。
2. 全体的な変更箇所として、読みやすさ、使いやすさを考慮し体裁の変更を行った。  
2019年版までは、[説明][主な関連法令等][確認事項][監査のツボ]の順にしていたが、  
2020年版からは、[確認事項][説明][主な関連法令等][監査のツボ]の順とした。  
確認書で最も重要なのは、[確認事項]。[確認事項]の説明を[説明]でしている。  
また、従来、一部に[説明]の前書きとして四角枠で囲った文章があったが、その中の重要な記述は、[説明]や[監査のツボ]の新設項目に組み込んだ。
3. 会社の態様によって標準的職務は異なることに留意して、  
「大会社」とそれ以外、「上場会社」とそれ以外などの区分を表現することにした。  
[確認事項]や[説明]などにおいて、自社の会社形態に該当するか、判断しやすくなる。
4. 公開した2020年版確認書は、改訂した部分の文章に太字・網掛けを施していない。  
改訂内容は、「新旧対照表」に記載している。しかし、上記2と3で述べたレイアウト変更に伴い、「新旧対照表」が分かりにくくなっていることは否めない。
5. HPに公表した「監査役職務確認書の改訂について」に改訂部分の概要を記載している。  
「改訂について」を補足したレジュメを作成し、改訂内容を本日、説明する。
6. 「利用ガイド」も読み易い表現に改訂した。本日は、こちらの説明は割愛する。
7. 本日の説明のしかた  
ZOOM画面に、レジュメ「改訂について」と「2020年版確認書」を表示する。  
画面又は手元資料をご覧になりながら説明をお聞きください。

## 監査役職務確認書の改訂について

・2020年3月 第10回改訂

「監査役職務確認書」は、2011年3月に初版を公表以来、経営環境の変化に合わせて監査役・監査役会の標準的な職務はどうあるべきかを追究し改訂を重ねてきました。今回は、10回目の改訂を行いました。主な改訂事項を紹介いたします。

### I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 p.1~p3

監査計画を立案するときの検討事項を例示した。上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項 (KAM)」も検討事項に含めることを付記した。

①[確認事項]の改訂はない。

ただし、「□. 上記 ( ) について確認を保留する」は削除した (以下、同様)。

[確認事項]の中で、確認できない、記述されている内容とは別の方法で実行している場合、下の<メモ>欄にコメントを記載する。

②p.1[説明](1)と(3)を新設した。 ⇒「確認書」を参照

③p.2~3[監査のツボ]の新設 2)監査業務の分担、3)会計監査限定監査役、4)KAMの説明

2)に関連して、監査懇話会HP「真田宗興の「監査役事件簿」”No.15「エフオーアイ架空売上事件―常勤監査役を戒めなかった非常勤監査役の責任」の参照をお勧めする。

「非常勤監査役は、常勤監査役の職務執行の適正さに疑念を生ずべき事情があるときは、これを是正するための措置を執る義務がある」として、非常勤監査役の監査役としての職務が十分ではなかった、と結論した。(東京地裁判決 控訴審棄却)

\*[説明]と[監査のツボ]はどう違うのか。

[説明]では、法令等に基づく権利・義務、監査役職務として善管注意義務の程度の高いもの [監査のツボ]では、[説明]の補足、職務の実務的な留意事項、アドバイス、標準的職務とまでは言えないが紹介しておきたい事例

[確認事項]の記述は、[説明]で記述した内容を根拠としている。

④コロナ禍における監査計画～取締役の職務の執行を監査する⇒監査着眼点の見直し

- ・「従業員への安全配慮義務」(感染拡大防止の業務体制)と「個人情報守秘義務」(健康面)
- ・社内への最新情報の開示、感染者発生時の接触者への説明(社内、取引先、家族を含む)
- ・勤務体系変更、テレワーク、休業、代替業務(就業規則、人事評価、新たなストレス発生)
- ・海外事務所、海外赴任者への対応(帰国問題、現地法令)
- ・取引先との債務不履行問題(契約不履行の納品、下請法違反、支払債務の猶予、倒産)
- ・計算書類・財務諸表の虚偽記載のおそれ、注記の記載、継続企業の前提に関する注記

・事業継続の再構築、BCPの再構築

\* 監査のための必要な調査ができたか、取締役・監査役の善管注意義務を尽くしているか、オンライン監査の限界、会計監査人の監査の状況、会計不正を見逃していないか、監査意見を形成できるか、監査報告にどう記述するか

\* 10月9日(金) 監査技術ゼミ「新型コロナウイルス感染症を踏まえた監査役等の留意事項」  
(講師：公認会計士 久保恵一氏)

## II. 業務監査に関する項目 p.11~p.14

(1) 内部統制監査に関し、会社法に基づく内部統制監査と金商法に基づく内部統制監査の記述を分離し、項目を分けた。

(2) 金商法に基づく内部統制監査の項では、財務報告内部統制監査に加えて、法定開示・適時開示を適切に行う体制の整備の監査を取り上げた。

(3) 有価証券報告書の記載事項に「監査の状況」が新たに加わることから、監査役(会)が留意すべき事項とした。

①[確認事項]は、金商法関連で「開示」の件を新設した(p.13)。その他は、変更していない。

②会社法に基づく「内部統制システムの基本方針」に関する p.11[確認事項]2と3では、「大会社の場合」の文言を追加し、会社法 362 条 5 項の取締役会で決定しなければならない、という規定に対応させている。大会社でなくとも、基本方針の決議をした場合は、その概要と運用状況を事業報告に記載しなければならない(会社法施行規則 118 条二号)ので、監査役の監査が求められる。

③「内部通報制度」について p.12[説明](6)(7)で言及している。

内部通報者の保護、不利益な扱いをしないことが、最も重要な監査の着眼点になる。

\* 公益通報者保護法は、2020年6月12日に改正法が公布され、2年以内に施行される予定。

従業員 301 人以上の事業者の体制整備の義務化、内部通報担当者の守秘義務違反に刑事罰、通報者保護の範囲に役員や退職者を含む、行政機関への通知要件の緩和、等々(月刊監査役 6月号)

\* 2020年8月11日の山口利昭先生のブログでは、「会計不正とは無縁、との自信を「見える化」する手法として、内部通報の窓口会計監査人(監査法人)を加えることをお勧めします。」「会社が内部通報の窓口として会計監査人を追加していれば、通報者は「会計不正」の確認となる資料を持参していなくても「3条1号通報」として保護の対象となります(公益通報者保護法 2 条 1 項本文参照)。」という提案がある。

④金商法内部統制では、p.13[確認事項]□1と[説明](1)に「財務報告に係る内部統制」の概要説明を、[確認事項]□2と[説明](2)に「開示制度」の概要説明を置いた。上場会社の場合、開示制度を厳格に実施させることで、規律が確保できると認識されている。

⑤有報に「監査の状況」を記載することになったため、p.14[監査のツボ]2)に新設した。監査役、内部監査部門、監査法人の三様の監査の連携状況について公表することになったことに留意

する必要がある。三様監査に関する[確認事項]は、p34 に新設している。

### Ⅲ. 会計監査に関する項目 p23～p.28

(1)上場会社等にとって「監査上の主要な検討事項（KAM）」は、監査法人（監査人又は会計監査人）との重要な意見交換の項目になることを示すとともに、「KAM」の概要について説明を付記した。

(2)監査法人が報告すべき法令違反行為の範囲が計算書類や財務諸表に関連する事項以外の法令にも広まったことについて監査役（会）の対応が必要なことを記載した。

①[確認事項]では、一部の文言調整をしたが、趣旨が変わるような改訂、新設はしていない。

②会計監査人との連携について、KAM（監査上の主要な検討事項）が2021年3月期の監査人の監査報告への記載が開始されることから、p.28[監査のツボ]新設1)に概要を記載した。

I. 監査計画の項のp.3[監査のツボ]新設4)と併せて参照する。

\*日本監査役協会から2020年6月8日付けで[Q&A集・統合版]が公表されている。その記載事項が実務のガイドラインになっているか、気になるところ（月刊監査役7月号）。具体的にどのように進めているか、上場会社の監査役の方に意見をうかがいたい。

③p.28[監査のツボ]新設2)に、日本公認会計士協会は、「違法行為への対応に関する指針」を所属する会計士、監査法人の順守規定としている。契約先の会社の取締役、従業員等の違法行為に気づいたときは、経営者や監査役に報告しなければならない、としていることを記載した。違法行為の範囲が、情報保護、環境保護に関連する法令等に広がっていることから、会計監査人が自社の状況についてどのように判断しているか、意見交換する。

### Ⅳ. 監査報告に関する項目 p.28

監査を実施したときの記録（例えば「監査調書」）を残すことは、監査役の標準的な職務であることを記載した。

①監査調書について記述を整理し、p.28[確認事項]1と2、[説明](1)(2)を新設した。

内容は、個別の監査の記録として文書を残すこと、期中の監査調書に基づき期末における監査意見を整理すること、代表取締役・取締役会・株主に報告するときの文書は監査調書ではないこと、など。p.17[説明](7)、[監査のツボ]2)にも留意する。

### Ⅴ. 監査役が対応すべきその他の項目

(1)監査役を選任議案の提出時に監査役（会）が取締役と協議する機会をもつこと、及び監査役の報酬等の水準についても取締役と協議する機会を持つことを提言した。

(2)三様監査の中で監査役（会）が積極的に統括することの期待が高まりつつあり、確認事項に含め、監査役の標準的な職務と位置付けた。

①p.34 V-5. 三様監査に、[確認事項]を新設した。[確認事項]のその他の改訂はない。

②p.33・34[監査のツボ]に、監査役を選任議案の決定手続き、監査役の報酬等の議案の決定手続

きや個人別報酬の協議等について、監査役会での議論の活性化、取締役との情報交換や協議をすることが望ましい旨を記載した。

- \* 監査役が代表取締役等から独立した地位を確保するために、会社法で様々な規定が置かれている。会社法 343 条には、監査役選任議案について、監査役（会）の同意が必要なことは代表取締役等も理解は進んでいるが、監査役（会）が選任議案の内容を自ら作成し、取締役に株主総会に提出するように請求できることは、ほとんど理解されていない。これについて積極的な監査役も少ない。つまり、現時点では、標準的な監査役の職務になっていない。  
月刊監査役 2019 年 12 月号別冊付録「監査役を選任及び報酬等の決定プロセスについて」  
月刊監査役 2020 年 7 月号別冊付録「インターネット・アンケート集計」 p.38(選任議案)

以上